



平成30年1月29日

各位

上場会社名 株式会社ゼンリン
代表者名 代表取締役社長 高山 善司
(コード番号 9474)
問合せ先責任者 執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL 093-882-9050)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年1月29日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年3月31日(土)(同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成30年3月30日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式1株につき1.5株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	38,200,910株
今回の分割により増加する株式数	19,100,455株
株式分割後の発行済株式総数	57,301,365株
株式分割後の発行可能株式総数	201,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	平成30年3月12日(月)
基準日	平成30年3月31日(土)
効力発生日	平成30年4月1日(日)

(4) その他

- ① 今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。
- ② 分割の結果生じる1株未満の端数株式は、これを一括売却し、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて分配いたします。6月実施予定の期末配当金支払の際に合算してのお支払を予定しております。
- ③ 当社では、単元未満株式の買取請求(単元未満株式を当社へ売却)又は買増請求(単元未満株式を当社から購入)のお手続きができます。お取引の証券会社にて承りますので、ご確認ください。
- ④ 今回の株式分割は、平成30年4月1日(日)を効力発生日としておりますので、平成30年3月31日(土)を基準日とする平成30年3月期の期末配当金及び株主優待制度は、株式分割前の株式数が対象となります。また、期末配当金は当初予定通り1株当たり17円50銭としており、今回の分割による期末配当予想の変更はありません。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日（日）をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数) 第6条 当社が発行することのできる株式の総数は <u>134,000</u> 千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>134,000</u> 千株 第1種優先株式 <u>67,000</u> 千株	(発行可能株式総数及び発行可能優先株式総数) 第6条 当社が発行することのできる株式の総数は <u>201,000</u> 千株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。 普通株式 <u>201,000</u> 千株 第1種優先株式 <u>100,500</u> 千株

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	平成30年1月29日（月）
効力発生日	平成30年4月1日（日）

以 上